

資料編

1. 第2次市川市食育推進計画掲載事業実績

第2次食育推進計画書に掲載している庁内関係部署の事業進捗状況調査を実施しました。

《食育関係課》農政課、こども施設運営課、地域整備課、保健体育課、保健センター健康支援課

《食育関連課》男女共同参画課、国際交流課、総合市民相談課、商工振興課、障害者施設課、子育て支援課、保健医療課、環境政策課、青少年育成課、発達支援課

※評価について（各事業ごと評価）

A：すべて達成できた B：概ね達成できた C：一部達成できた D：まったく達成できなかった

（1）家庭における取組《食育関係課》

事業名	健康教育事業「生活習慣改善講座」【保健センター健康支援課】	
事業概要	メタボリックシンドロームで危険因子とされる「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」について知識を深めるとともに、改善のための生活習慣改善講座（食事・運動）を実施する。	
成果	講座のアンケート結果から食事に気をつけることが書かれており、改善すべき課題が理解された。	【評価】A
課題	予防の観点から若年層にも周知に力を入れていく必要がある。	
事業名	健康教育事業（栄養関係）【保健センター健康支援課】	
事業概要	ライフステージに沿った妊産婦、乳幼児、成人、高齢者等に対し食育を推進するため、妊婦食事教室、離乳食教室（1回食・2回食）、栄養講座等を開催する。	
成果	妊婦から高齢者まで対象に合わせた食事や栄養についての啓発を行うことができた。	【評価】B
課題	食育について関心が低い市民への啓発や情報発信が必要である。	
事業名	地域グループ支援事業【保健センター健康支援課】	
事業概要	市民の健康水準を向上させるために、健康上の課題の解決に向けた健康づくりに取り組みたい市民グループや団体の活動を、食生活改善推進員、保健推進員が支援する。	
成果	食生活改善推進員・保健推進員と共に継続的に健康や食事について啓発することで、参加者の意識を高め、実践につなげることができた。	【評価】B
課題	平成27年度に終了し、28年度以降依頼事業として引き続き継続しているが、新たな参加者の増加が望まれる。	
事業名	健康増進指導事業【保健センター健康支援課】	
事業概要	積極的な体力づくりと健康の保持増進対策の一環として骨粗しょう症の予防事業のための骨の健康度測定を実施する。	
成果	平成26年8月から保健センターで実施。測定後の保健指導で参加者の意識づくりが図られた。	【評価】A
課題	平成30年度からは依頼の健康教育での実施となるため、地域での周知が必要になる。	

事業名	市川市勤務栄養士ネットワーク【保健センター健康支援課】	
事業概要	健康都市プログラムによる食のネットワークの形成として開始した。正しい食習慣を普及し、生活習慣病予防事業として位置づけ、福祉・教育・保健等の分野に勤務する栄養士が連携し、食に関する情報発信を行う。推進目標は「朝食を食べよう！」等の推進・広報活動、イベント時における啓発活動である。	
成果	市民まつりや講座等で朝食摂取啓発のリーフレットを配布し、朝食の大切さを啓発することで、市民へ朝食の摂取率向上につなげた。	【評価】 B
課題	若い世代へ啓発するため、情報発信の方法等検討が必要。	
事業名	アレルギー相談、保護者試食会【保健体育課】	
事業概要	家族への啓発を行う。	
成果	全校で実施することができた。試食会通して、学校給食への理解を深める働きかけができた。	【評価】 A
課題	参加者以外の保護者への啓発。	

《食育関連課》

事業名	成果	課題	評価	所管課
明松園における給食管理、栄養相談	給食での「リクエストメニュー」の取り入れ、喫食時の声かけを行った。	「食に関心を持つこと」と「健康」がつながり難い。	B	障害者施設課
健康都市推進講座	和洋女子大学の先生による健康に役立つ食の知識の普及、情報提供ができた。 H25 年度：9 回、45 人、 H26 年度：9 回、120 人、 H27 年度：9 回、72 人、 H28 年度：7 回、85 人、 H29 年度：7 回、67 人、	講座で学んだ知識や情報を受講者のみだけでなく、家族や地域へ広く普及させていく。	B	保健医療課
すこやか応援隊・すこやかひろば事業	離乳食や遊び食べ・偏食等、親の悩みに応じてミニ講座を計画したり、1 歳半～3 歳未満の親子対象に野菜をテーマに簡単クッキングを開催した。父親対象のひろばは、他機関で開催しているため実施していない。	すこやか応援隊が受ける子育て相談において、食に関する相談は半数以上を占めている。食に関する興味を引き出しながら、楽しく子育てできる環境を提供する。父親対象のひろばは、今後、見直しをする必要がある。	B	子育て支援課

事業名	成果	課題	評価	所管課
チャレンジCOOK	事業規模に対する初期の目的は達成された。	事業参加者枠に限りがあるので単独事業としては効果が薄い。	A	子育て支援課
講座事業 親子DEクッキング	父子での料理作りを通して、父子の家事・育児参加のきっかけとなる機会を提供することで、家庭生活で協力し支えあう意識の醸成が図られた。	より多くの親子に共同作業をしながら楽しめる講座など内容を工夫していく。	B	男女共同参画課
講座事業 男性の料理教室	生活の場での自立に向けた技術を習得することで、家庭内の性別役割分担意識の解消が図られた。	地域との関わりの少ない男性が、周囲の人たちと協力し合える関係性を構築するためのきっかけ作りとなる講座を検討していく。	B	男女共同参画課
地球温暖化対策事業、 環境活動推進員制度の運用 「家庭でできるエコライフ」「環境と財布にやさしいエコショッピング」「地球にやさしいエコクッキング」などの講座	町内会、公民館講座、小学校、サークルで啓発を実施した。 平成 25 年度 50 回 延べ 3,460 人 平成 26 年度 51 回 延べ 3,150 人 平成 27 年度 23 回 延べ 1,695 人 平成 28 年度 18 回 延べ 1,274 人	準備等に時間を多く要する。関心が高い内容にしながら、合わせて啓発効果を高める工夫が必要。	B	環境政策課
生活排水対策推進事業 みずアドバイザー制度の運用 家庭で取り組む生活排水対策の講座	平成 25 年 9 月に環境活動推進員制度と統合	—	—	環境政策課

(2) 保育園、幼稚園、学校における取組

事業名	公立保育園管理運営【こども施設運営課】	
事業概要	保育園における食育を実施し、日頃の野菜栽培体験、調理体験（給食管理、栄養・アレルギー相談、給食だより、園庭野菜栽培・給食素材の利用、野菜の給食前展示、皮むき体験、年齢別調理保育、伝承行事食、バイキング給食、ごっこ遊び、保護者試食会、パネルシアター）などを通じてさまざまな食品に触れ、料理作りへの関心を育てることで子ども達の望ましい食習慣を育成する。	
成果	減塩に対する取り組みを重点的に行ったため、食育を通じて家庭でも薄味の大切さを知る機会が増えた。クッキング保育の計画が確立され、内容も充実してきたことにより食育への関心が一層深まった。	【評価】 A
課題	家庭での食生活に関する実態調査を行う。咀嚼力の低い子どもが増えているので、咀嚼力の食育も含めて家庭に繋がられる様な食育に関する啓発をしていく。	
事業名	給食管理【保健体育課】	
事業概要	学校給食（幼稚園を含む）において、できる限り手づくりを取り入れ、旬の素材を活かし、地場産物の活用、行事食、郷土料理、バイキング給食等、魅力あふれる季節感のある献立を考える。給食だよりや保護者試食会、栄養相談を実施し家庭への啓発を図る。また、一汁二菜の栄養バランスのとれた日本型食生活の良さを見直し、その導入を推進する。	
成果	毎日の学校給食運営の中で、各校の栄養教諭・学校栄養職員が創意工夫し、地場産物、行事食等を取り入れ、魅力ある献立作りに努めている。	【評価】 A
課題	調理場のない学校においても、給食だよりや保護者試食会を通して、児童生徒や家庭への啓発を図っていく。	
事業名	食に関する指導体制の充実（栄養教諭・特別非常勤講師等）【保健体育課】	
事業概要	食育に関する指導の充実を図るため、専門的知識と経験を持つ学校栄養職員を特別非常勤講師として活用し、食育に関する授業の推進をする。	
成果	栄養教諭が配置されていない学校においても、特別非常勤講師の制度を活用することで、各校における食育を推進することができた。	【評価】 B
課題	栄養教諭、特別非常勤講師が配置されていない学校、特に調理場がない学校について、「食に関する指導計画」に基づいた指導を推進するように、研修会等を通して働きかけをしていく必要がある。	

事業名	ヘルシースクール推進事業【保健体育課】	
事業概要	市全体の取組を統括するヘルシースクール推進協議会や各学校における取り組みの充実を図るヘルシースクール推進委員会を開催する。	
成果	ヘルシースクール推進協議会や各園・学校のヘルシースクール推進委員会で「食」に関するテーマの講演会も開催されている。また、食生活の改善により望ましいライフスタイルの確立に迫っていけるよう、様々な実践が行われている。	【評価】 A
課題	さらに充実を図るためには、校（園）内での共通理解と家庭との連携を深めていく必要がある。	
事業名	小児生活習慣病予防検診事業（すこやか検診身体測定・血液検査、すこやか歯科検診咬合力・唾液検査、食事調査等の実施）【保健体育課】	
事業概要	望ましい生活習慣を確立するため、小児生活習慣病予防検診を実施する。	
成果	初年度に比べて、すこやか検診での正常である子どもの割合は、大幅に上昇し（80%前後）ヘルシースクールの取り組みの成果が表れていると考えられる。	【評価】 A
課題	自分の身体を知る良い機会のため、すこやか検診の受診率を上げていく必要がある。	
事業名	市川市学校給食展（栄養相談、自由研究、給食紹介、栄養指導、市川の産物紹介、親子祭り寿司、給食試食、生活習慣病資料展示、児童図画、調理研究発表会）【保健体育課】	
事業概要	広く一般市民並びに関係者に対し、親子で体験、学校給食の献立紹介、調理器具の展示紹介、給食調理の疑似体験など、学校給食の意義とその重要性の周知を図ることを目的に実施する。	
成果	学校給食会の協力を得て、当日までの準備、当日の運営を行うことができた。参加した市民に学校給食の意義や重要性について伝えることができた。	【評価】 A
課題	平成28年度からテント数が減少したこと。年度により市民まつり当日に、勤務の関係で学校給食会の栄養職員の協力を得られず、保健体育課職員のみで運営をしなくてはならないこと。	
事業名	市川市学校保健会（健康教育講演会、学校保健講演会等の開催）【保健体育課】	
事業概要	学校保健の向上と保健教育の徹底を期し、児童・生徒・教職員が健康の3要素「運動・栄養・休養」の必要性を知り、バランスよく取り組み健康増進に寄与する。	
成果	年々、学校保健講演会の実施校が増加し、各校とも学校教育活動全体を通して健康教育推進に向けて取り組みを進めている。	【評価】 A
課題	予算の確保と保護者への啓発の工夫を検討していきたい。	

(3) 地域における取組

事業名	食生活改善推進員【保健センター健康支援課】	
事業概要	市民の食生活改善に関する普及啓発と健康に対する意識を高めるための活動を推進するため、食生活の相談窓口、おとなの食育講習会、おやこの食育講習会等を開催する。また、市保健事業協力及び食生活改善のPRを行う。	
成果	第2次計画の数値目標にある、野菜摂取の向上や災害時の食についての啓発を行い、実践する市民の増加を図った。	【評価】 B
課題	講習会参加者は60歳～70歳代が多く、若い世代への啓発が必要。	

(4) 地産地消における取組

事業名	学校給食における農水産物供給のための仕組みづくり（学校・生産者・農協・漁協等との連携）【農政課・地域整備課】	
事業概要	学校給食会への市川産の農水産物の普及を図り、地産地消を進める。	
成果	【農政課】地域ブランド「市川のなし」をはじめとする農産物を学校給食で、より使用しやすいよう仕組みづくりを行った。 【地域整備課】地場産のノリを給食の食材として提供し、市内保育園及び小中学生の生徒に地場産の水産物に対する理解を促進することができた。	【評価】 A
課題	【農政課】より多くの農産物について、学校給食で使えるよう、学校給食会等において、情報提供等を推進していく必要がある。 【地域整備課】平成29年6月に改正された「大量調理施設衛生管理マニュアル」を受け、加熱処理をせずに提供する焼きノリに関して、マニュアルに定められた条件を満たす事が必要。	
事業名	体験農園事業（市民農園、ふれあい農園、体験農園）【農政課】	
事業概要	土に触れる機会が少なくなった市民に農作業体験をしてもらい、農業への楽しさや難しさ、収穫の喜びや食品の大切さを知ってもらい都市農業への理解を深める。	
成果	市民農園をはじめとした体験農園事業を実施することで、市民の農業理解を促進することができた。	【評価】 A
課題	応募が募集定員を上回る状況が続いているため、市民農園を利用できない市民もいることから、今後は農地所有者から自ら開設する民設市民農園の開設について推進することとする。	

事業名	魚食文化フォーラム実行委員会【地域整備課】	
事業概要	生産者・消費者・小売業者等からなる魚食文化フォーラム実行委員会を組織し、イベント等を開催し、市民の参加を得ながら、市内水産業の振興と水産物の消費拡大を図る。小学校でのノリすき体験学習、公民館での魚のさばき方教室、漁場見学会を開催する。	
成果	各事業を実施したことで、水産業への理解や地場産水産物の消費拡大など促進することができた。	【評価】 A
課題	平成 29 年 11 月に千葉県ブランド水産物に認定されたホンビノス貝について、漁業者等と行政が連携し、その付加価値を向上させ、市内外に向けてさらなる流通拡大が必要。	

《食育関連課》

事業名	成果	課題	評価	所管課
市川産業まつり支援事業 いちかわ産フェスタ	産フェスタの地産地消モールには毎年 20 近くの事業所や団体が出展しており、JA いちかわや漁協組合による野菜や魚類の販売など、幅広く地場産品の紹介、PR ができた。	市川商工会議所を中心とする運営委員会の主催であり、市は補助金の交付のみで企画運営には参加していない。	B	商工振興課
地域ブランド活性化事業 地産地消 市川バル	平成 25 年度 参加店 69 店 平成 26 年度以降未実施	主催である市川地域ブランド協議会の事業計画により、平成 26 年度以降は実施していない。	B	商工振興課
地域ブランド活性化事業 いちかわバラ物語	平成 28 年度 参加店 23 店 各参加店の協力による、店舗およびイベント出店における販売にて、多くの市民に PR できた。	参加店の拡大	B	商工振興課
稲作体験事業	平成 29 年度：171 人が参加。事後アンケートでは米作りの大変さ、自然との触れ合いによる新たな発見等の回答があり、米作りを通じて、子どもたちに勤労と収穫の喜びという貴重な体験の場を提供することができた。	特になし	B	青少年育成課

(5) 食文化継承のための活動

事業名	行事食、バイキング給食、郷土料理（太巻き寿司）【保健体育課】		
事業概要	学校給食（幼稚園を含む）において、できる限り手作りを取り入れ、旬の素材を活かした季節感あふれる献立を考える。		
成果	行事食や郷土料理等を取り入れるよう、各校の栄養士が創意工夫し、給食を提供することができた。その際、献立の意味等を校内放送等で知らせることにより、児童生徒への啓発を行った。	【評価】 A	
課題	食生活の変容に伴い、家庭で食べたことのないものに対する児童生徒の食べようとする意欲を向上させること。		

《食育関連課》

事業名	成果	課題	評価	所管課
パートナーシティ 交流事業 いちかわドイツデー	毎年秋に「いちかわドイツデー」を開催。両市の交流やローゼンハイム市、ドイツの文化について、広く市民に紹介することができた。	特になし	B	国際交流課
国際交流協会補助金 インターナショナルデー インいちかわ	外国の踊り披露やフリーマーケットなどを行い、市内在住外国人との交流の場を設けた。	特になし	B	国際交流課

(6) 食の安全性等に関する情報の提供

事業名	減農薬栽培推進事業【農政課】	
事業概要	環境にやさしい農業の推進事業として、梨栽培における農薬散布回数を削減し、環境負荷や生産者の作業負担を軽減すると共に、消費者が求める安心・安全な農作物を生産するための事業を支援する。	
成果	減農薬資材の導入に対する支援を実施したことにより、減農薬化による環境にやさしい農業を実現した。	【評価】 A
課題	今後、効果のある減農薬資材の導入を検討し、より減農薬化を推進する必要がある。	
事業名	トレーサビリティの推進【農政課】	
事業概要	農産物の生産履歴の明確化を推進する。（JAいちかわ）	
成果	JAいちかわによる生産者の生産履歴管理が行われたことにより、安全な農産物の生産が実現できた。	【評価】 A
課題	特になし	

《食育関連課》

事業名	成果	課題	評価	所管課
市民情報提供・消費者啓発事業 消費生活講座	広報紙やホームページなどの活用、講習会を通じて食の消費生活情報を提供できた。	食に関する消費生活情報提供のあり方。	B	総合市民相談課 消費生活センター
食品衛生啓発事業 食品衛生に関する広報発行事業（市川保健所管内食品衛生協会が行う食品衛生啓発事業に対する補助金の交付）	食品等事業者に配布される広報誌「いちかわ食協だより」2,500部の発行費用に対して補助金を交付し、食品衛生に関する知識の一層の普及・啓発を図った。	市民向けの啓発事業の充実が望まれる。	A	保健医療課
あおぞらキッズ・おひさまキッズ給食等における安全確保	年に2回、放射性物質検査結果をホームページにおいて公表している。	今後も引き続き実施していくか。	A	発達支援課

(7) 災害時における食の対応の周知

事業名	災害時における食の対応の周知 【勤務栄養士ネットワーク・保健センター健康支援課】		
事業概要	災害時における食の対応について、パンフレット等を作成し、また、ホームページに掲載するなどして、日頃からの自助の備えを周知する。		
成果	「いざという時の食の備え」というテーマで食生活改善推進員と共催で料理講習会を実施、また市内イベント会場にて「食の備え」のポイントなどを示し、普及啓発を行うことができた。	【評価】 B	
課題	あらゆる年代、家族構成に対して、日頃からの自助の備えが実践しやすいような啓発が必要である。		

(8) その他

食育関連団体と連携、協働により実施した取組実績

ア. 市制施行 80 周年記念「みんなで食育・健口（けんこう）フェア」

平成 26 年 6 月 26 日（木）市川市文化会館にて、市制施行 80 周年の記念事業とし、6 月の食育月間及び歯と口の健康週間を含む啓発月間に食育と口腔部門が合体したイベントを実施した。

内容は講演会、健口落語、ドキュメンタリー映画の上映など。

その他、市川の食育のパネル展示や地元野菜、ホンビノス貝の販売、太巻きまつり寿司の実演、販売など趣向を凝らした内容で、多くの方に市川の食育を PR し、さらに関係団体の結束力が高まり、連携することにより効果的に食育を推進することができた。

実績：来場者数 600 人

関係団体：市川市歯科医師会、市川市食生活改善推進協議会、市川市魚食文化フォーラム実行委員会、和洋女子大学、千葉伝統郷土料理研究会、JAいちかわ直売組合、長印市川青果株式会社



イ. 第 40 回いちかわ市民まつり～わくわく♪みんなの食と健康の広場

平成 27 年 11 月 7 日（土）市川市大洲防災公園にて「わくわく♪みんなの食と健康の広場」というテーマで産民官学 11 団体が集結し、多くの市民に体験型食育啓発活動を実施することができた。



実績：7,554 名（体験）5,747 名（ちらし配布）他、アンケート、販売等

参加：庁内 4 課（保健体育課、国民健康保険課、疾病予防課、保健センター健康支援課）

5 団体（市川市学校給食会、和洋女子大学、市川市食生活改善推進協議会、千葉伝統郷土料理研究会、JAいちかわ直売組合）

※食育パネル展示：農政課、こども施設運営課、地域整備課、魚食文化フォーラム実行委員会等）

2. 市川市の主な農水産物生産分布図

国分・北国分・堀之内は野菜生産の中心地。多品目の野菜が栽培されている。



★主要農産物：梨・ネギ・ハウレンソウ・ダイコン・ナス・コマツナ等の露地栽培ものやトマト・キュウリ等の施設栽培もの。

★水産物：三番瀬でとれた生海苔・アサリなど。

3 計画の見直し経過と体制

(1) 市川市食育推進計画（第3次）の策定経過

庁内食育関係課会議、市川市食育推進関係機関連絡会

（第3次市川市食育推進計画関連分）

年 月 日	会議・連絡会	内 容
平成28年 5月26日	第1回食育関係課会議	○市川市食育推進計画の背景 ○計画見直しに向けての作業の流れ
平成28年 7月21日	第2回食育関係課会議	○計画の見直し
	第1回食育推進関係機関連絡会	○市川市食育推進計画の概要
平成28年 11月、12月		○イベント会場（3ヵ所）にて、食育アンケート調査を実施
平成28年 12月5日	第3回食育関係課会議	○アンケート調査結果の報告 ○第3次計画スケジュール等について
平成29年 1月19日	第2回食育推進関係機関連絡会	○第3次計画のスケジュール等について
平成29年 3月24日	第4回食育関係課会議	○第3次計画策定の考え方
平成29年 5月25日	第1回食育関係課会議	○第3次計画の策定の考え方、推進(案) ○今後の進め方、他
平成29年 6月1日～ 6月14日		○eモニター対象「食育に関するアンケート」実施
平成29年 7月 6日	第2回食育関係課会議	○第3次計画の素案について
平成29年10月25日	第3回食育関係課会議	○第3次計画の素案、修正について
平成29年11月16日	第2回食育推進関係機関連絡会	○第3次計画の概要確認
平成29年12月22日	第4回食育関係課会議	○第3次計画書の見直し、最終調整他
平成30年 2月17日 ～ 3月18日		○パブリックコメントの実施
平成30年 3月23日	第5回食育関係課会議	○パブリックコメント実施報告 計画書報告、意見交換

(2) 市川市食育推進関係機関連絡会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において総合的かつ効果的な食育を推進するため、本市が関係機関と調整を図ることを目的として開催する市川市食育推進関係機関連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整事項)

第2条 市長は、連絡会を開催し、関係機関と、次に掲げる事項について調整を図るとともに、食育の推進に関し情報を共有するものとする。

- (1) 本市が定める食育の推進に関する計画に関すること。
- (2) 食育の推進に係る連携に関すること。
- (3) 食育の具体的な事例の紹介に関すること。
- (4) その他食育の推進に関し市長が必要と認める事項

(出席依頼)

第3条 市長は、連絡会を開催するに当たっては、次に掲げる関係機関に対し、当該関係機関に所属する者それぞれ1人の出席を依頼するものとする。

- (1) 一般社団法人市川市医師会
- (2) 一般社団法人市川市歯科医師会
- (3) 市川市PTA連絡協議会
- (4) 市川市私立幼稚園協会
- (5) 市川市食生活改善推進協議会
- (6) 市川市行徳漁業協同組合
- (7) 千葉伝統郷土料理研究会
- (8) 市川市農業協同組合
- (9) 市川商工会議所
- (10) 市川市消費者モニター友の会
- (11) NPO法人日本食育ランドスケープ協会
- (12) 千葉縣市川健康福祉センター

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて学識経験者1人及び生産者1人に対し、連絡会への出席を依頼することができる。

3 市長は、第1項各号に掲げる関係機関について、本市における食育の推進状況を踏まえ、おおむね2年ごとに見直しを行うものとする。

(連絡会の進行)

第4条 連絡会は、保健部保健センター健康支援課長が進行するものとする。

(報償金)

第5条 市長は、連絡会に出席した者（第3条第1項第7号に掲げる千葉伝統郷土料理研究会及び同項第12号に掲げる千葉縣市川健康福祉センターに所属する者を除く。）に報償金として日額9,100円を支給する。

資料編

(事務)

第6条 連絡会の運営に係る事務は、保健部保健センター健康支援課において処理する。

(補則)

第7条 (略)

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行する。

4 食育基本法(平成17年 法律第63号)

食育基本法(平成十七年六月十七日法律第六十三号) 最終改正:平成二十七年九月一日法律第六十六号

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)(抜粋)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)(省略)

附則(省略)

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

5 用語解説

《アルファベット順》

【B】

BMI

“Body Mass Index”の略称で、「体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）」で算出される体格指数のことで、肥満度を測るための国際的な指標。医学的に最も病気が少ない数値として 22 を「標準」とし、18.5 未満なら「やせ」、25 以上を「肥満」としている。

→参照：適正体重

【E】

e モニター制度

市川市 e モニター制度（愛称：e モニ）とは、市川市が運営する登録制のアンケート制度。モニター登録者が、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話へ電子メールで市から送られたアンケート情報に回答する。市政に関する情報提供及び市民の行政ニーズを的確に把握・分析し、行政運営に広く且つ迅速に反映させ、行政事務の効率化を図り、開かれた市政を実現することを目的としている。

【N】

NPO

“Non-Profit Organization”の略称で、営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

平成 10 年 12 月、特定非営利活動を行う団体への法人格付与等により、市民の社会貢献活動の発展を目指す特定非営利活動促進法が施行された。

【W】

Web サイト(ウェブサイト)

インターネット上のサービスのひとつである WWW（World Wide Web・・・ワールド・ワイド・ウェブ）を用いて提供される、一連の情報の集合体

《五十音順》

【え】

栄養教諭

教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体のものとして行う。学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行い、学校における食育の推進の中核的な役割を担う。平成 17 年 4 月に施行された。

栄養成分表示

エネルギー及び栄養成分量を、メニューやパンフレット等の見やすいところに、できるだけ分かりやすく表示したもの。「食品表示法」が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、栄養成分表示が義務化された。

【き】

共食

一人で食べるのではなく家族や友人、職場や地域の人など誰かと共に食事をするを言う。

→参照：「共食のすすめ」p 4

魚食文化フォーラム実行委員会

市内水産業への理解と水産業の消費拡大を促進するため、平成 4 年 9 月に生産者・消費者・小売業者・行政から組織された魚食文化フォーラム実行委員会を設立し、市民が参加できる料理教室、水産物販売イベントや小学校でのノリ漉き体験授業の支援等を行っている。

勤務栄養士ネットワーク

市川市に勤務する栄養士（こども政策部・福祉部・学校教育部・保健部等）が、食にかかわる栄養士として連携を図り、関係を強化することで市民の健康づくり、食育につながる情報発信するために平成 20 年 2 月に市川市勤務栄養士ネットワーク）を立ち上げたもの。

【け】

健康寿命

一生のうち、健康で支障なく日常の生活を送れる期間

健康都市プログラム

幅広い視野から市民の健康増進を支援するとともに、健康都市にふさわしいまちづくりを計画的かつ体系的に進めていくために、市川市総合計画の「基本構想」の理念に基づき、今後の市川市の健康都市施策の基本的な考え方及び施策の方向を示すプログラム。

【こ】

こしょく

孤食（独りで食べる）・個食（複数いても、それぞれがばらばらに食べる）・固食（同じものばかり食べる）・小（少）食（過激なダイエット意識などでほんの少ししか食べない）など食べ方を示します。→参照：「いろいろな「こ食」があるのをご存じですか？」p 41

【し】

食育

さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（出典：内閣府「みんなの食育ガイド」）

食育基本法

食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 17 年 6 月に成立し、同年 7 月 15 日から施行されている。（出典：内閣府「みんなの食育ガイド」）

食育推進基本計画

食育基本法に基づき平成 18 年 3 月に策定された。5 年間（平成 18 年度から 22 年度）の計画である。食育についての施策を総合的かつ計画的に推進し、食育を国民運動として展開するための基本的な方針、具体的な目標値、食育月間（毎年 6 月）、食育の日（毎月 19 日）などを盛り込んでいる。（出典：内閣府「みんなの食育ガイド」）

食生活改善推進員（愛称：ヘルスメイト）

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域における食を通じた健康づくりの推進活動をしている人。

【す】

すこやか検診

未来をになう子ども一人ひとりが健やかに暮らし、心豊かに成長できる「健康なこども市川市」の実現のために、市川市の小学校 5 年生の健康状態、食生活の実態を把握し、その現状と問題点を明らかにし、今後の健康づくり、生活習慣病対策を推進するための基礎資料とすることを目的に実施する検診。（学校教育部 保健体育課）

【せ】

生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病群」のこと。高脂血症、高血圧、糖尿病を含めた代表的な生活習慣病としては、肥満、痛風（高尿酸血症）、循環器疾患、肝臓疾患、がん、骨粗しょう症、歯周病等がある。生活習慣の積み重ねに加え、外部環境や遺伝的素因、加齢の要因が重なり合って起こる病気だが、生活習慣の改善によりさまざまな病気の発症や進行を予防することができる。

【そ】

咀嚼く（そしゃく）

口の中で食べものをよく噛み砕き、唾液を分泌させて食物とよく混ぜ合わせ、飲みこみやすい大きさ・かたさにし、嚥下（飲み込む）するまでの一連の動作。

【ち】

地域ブランド

ある産品について、その地域の事業者が協力して「地域名」と「産品名」を組み合わせた商標を登録して用いること。その地域にある商品やサービスなどが、地域外の消費者からの評価を高めて、地域全体のイメージ向上と地域活性化に結び付くとされる。JAいちかわでは、250年前から栽培が始まったとされる梨を「市川のなし」、「市川の梨」の2商標とし、平成19年8月に特許庁の地域団体商標制度に登録された。

地産地消

その地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取り組みのこと。流通コストが削減されるだけでなく、消費者と生産者の交流が図られることで、食育の推進につながる。

【て】

適正体重

「身長（m）×身長（m）×22」で算出される標準体重のこと。丈夫で長生きできる理想の体重とされている。

【と】

特定保健用食品

保健機能食品の一つ。保健に役立つある種の効能が認められるとして厚生労働省がその表示を許可した食品。含有成分や摂取方法・量などの表示が義務づけられている。

トレーサビリティ (traceability)

トレーサビリティとは、「生産、処理、加工、流通、販売のフードチェーンの各段階で食品とその情報を追求し、遡及できること」と定義されており、識別番号の付加等によりロットを特定した上で、生産から加工・流通・販売の各段階でそれぞれの情報を付加しながら食品とともに消費者に届け、情報の追跡・遡及が出来るシステムをいいます。食品（野菜や肉など）の生産・加工・流通経路の履歴がどのようにされたかを証明できる仕組み。

【に】

日本型食生活

主食である米を中心とし、野菜、魚、肉、大豆等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れ健康的で豊かな日本独自の食生活のことを言う。

【は】

パートナーシティ

パートナーシティとは、市民や市民団体を主体とする交流を基本として、姉妹都市や友好都市のようなあらゆる分野の交流ではなく、特定分野に限定した交流を推進する都市締結を言う。

「早寝・早起き・朝ごはん」

夜更かし朝寝坊からおこる睡眠時間の減少は、生活習慣病の関連の危険が高まり、免疫力が衰え、気持ちも不安定になるという乱れにつながる。予防には、まず、朝きちんと起きて光を浴びて、朝ごはんをしっかりと食べ、昼間はたっぷり身体を動かし、早寝をし生体リズムを整えることが、身体にも心にも大切な生活習慣であるということを言う。

（引用：神山潤『子どもの睡眠』）

【へ】

ヘルシースクール

子どもたちが健康について自分で考え行動することを目標に、各市立幼稚園・小・中・特別支援学校で健康に関する取り組みを行うもので、健康都市推進のためのモデルプロジェクト。

ヘルスメイト

→参照：食生活改善推進員

【ほ】

保育所における食育に関する指針

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成のために、保育所における食育の内容、配慮事項、食育の計画作成・評価方法等、保育所における食育のあり方に関する検討内容が「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」報告書としてとりまとめられた（平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業）。平成 16 年 3 月に厚生労働省より公表。

【め】

メタボリックシンドローム (Metabolic Syndrome)

内臓脂肪症候群。内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）により、肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病等の生活習慣病が引き起こされやすくなった状態のこと。

【ゆ】

ユネスコ無形文化遺産

ユネスコ : 諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関

無形文化遺産 : 芸能や伝統工芸技術などの形のない文化であって、土地の歴史や生活風習などと密接に関わっているもののこと。

【ら】

ライフスタイル

生活様式のこと、衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会の関わり方まで含む広い意味での生き方をあらわします。

ライフステージ

人間の一生を乳児期、幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などと分けた各段階です。

